

パブリックコメント手続結果

- 1 意見を求めた事項：南相馬市農業農村活性化施設条例・施行規則の廃止
- 2 意見等の募集期間：平成30年4月16日（月曜日）～5月7日（月曜日）
- 3 意見提出者：2名（メール、持参）
- 4 意見総数：2件
- 5 パブリックコメントで寄せられた意見の概要と市の考え方

	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>耐用年数、放射線量等を考えると廃止はやむなしと思います。</p> <p>震災前は市内において大人でもキャンプやバーベキュー等で楽しめる施設があったが、現在は皆無である。代替の施設の検討をお願いしたい。</p>	<p>農業農村活性化施設は、地域資源を活用し農業農村体験交流による地域の活性化を図ることを目的に整備した施設であります。</p> <p>今後についても、消費者に農林漁業の体験サービスを提供する農家民宿の確保・育成を図りながら、本市の地域資源である農林水産業を活用した都市消費者との交流を推進してまいります。</p>
2	<p>施設の老朽化や運営管理上の問題等により、農業農村活性化施設(ハートランドはらまち)が用途廃止されることは大変残念に思いますが、施設が抱える問題によってこの決定に至ったことも理解できます。</p> <p>当該施設の設置目的である「地域資源を活用し、南相馬市農業農村体験交流による地域の活性化を図るため」は、震災による様々な問題や影響を乗り越え、美しい自然や農業資源を有効に活用することによって、南相馬市が素晴らしい町であり続けるためには欠かせないものと考えます。私たちは地域資源の価値を再認識し、有効活用から市の発展のために努力するべきではないでしょうか。</p> <p>当該施設のコンセプトは維持しながら、農業分野だけに関わらず、交流人口の拡大や観光や教育等のあらゆる地域資源の活用という考え方において、新規施設の計画づくりを行政と市民が考える検討会の設置をお願いします。</p>	<p>農業農村活性化施設は、地域資源を活用し農業農村体験交流による地域の活性化を図ることを目的に整備した施設であり、今後も消費者に農林漁業の体験サービスを提供する農家民宿の確保・育成を図りながら、本市の地域資源である農林水産業を活用した都市消費者との交流を推進してまいります。</p>